指定研究

『選擇註解鈔』の研究

主任　川添泰信

研究員　那須英勝
杉岡孝紀
玉木興慈
高田文英
三栗章夫
塚本一真
滕之憲
福田依正
溪英俊
山﨑真純

はじめに

法然によって開顕された専修念仏を主張する浄土宗は、聖人没後多くの門弟によって宗派・学派が形成され継承されていった。そのような過

程において門弟のなかでは、法然の浄土思想を明らかにした主著である『選択本願念仏集』（以下、『選択集』と略称）の書写と出版、さらには解説書が執筆されてきた。このような法然浄土教の展開に関しては、親鸞を祖とする真宗においても、親鸞自らが主著『顕浄土眞実教行証文類』「化巻」の後序に『選択集』の書写が許されたことを明かしている。真宗において『選択集』のもっとも基本的な文献資料としては、すでに存覚の相伝本とされる『選択本願念仏集』（延書）があるが、この相伝本の資料紹介および文献研究、さらに思想研究については仏教文化研究所の善本叢書（善本叢書27、平成21年3月）として刊行した。この度の研究はこの成果を受けて初期真宗における浄土教の理解はどのようなものであったのかを明らかにするものである。とくに初めて親鸞の思想を全体的に理解をした存覚の『選択集』の理解を見ることができるのが『選擇註解鈔』である。この『選擇註解鈔』の研究は存覚の『選択集』理解を明らかにすることのみならず、初期真宗における法然浄土教の理解がいかなるものであったのか知ることができるものである。そしてさらには法然門下における『選択集』理解の比較を通じて、各門弟の具体的な『選択集』を理解を解明することができる。本稿は3カ年にわたる研究期間の途上にあるため、現時点における『選擇註解鈔』の文献研究ならびに思想研究の一端について報告するものである。

（川添泰信）

『選擇註解鈔』の書誌的内容

一、はじめに

本研究会では、本願寺第三代宗主覚如の長子である存覚の著した『選擇註解鈔』（以下、『註解鈔』と略称）を対象として古写本の調査・研究を行っている。『註解鈔』はその書名が示しているように法然が著した『選択本願念仏集』（以下、『選択集』と略称）の註釈書である。『存覚一期記』に、

四十九歳（元暦応）、三月、於備後国府守護前、与法花宗対決之了、御門弟依望申、忌其憚、改名字号悟一出対了、法花衆屈、仍当方弥繁昌、其次作決智抄了、仮名報恩記・至道抄（各一帖）・選擇註解抄（五帖）等也、顕名抄者、明光於京都所望之間、

（『真宗史料集成』一、八七五）

とあるように、存覚四十九歳の時に制作された著作である。真宗史上において『教行信証』の註釈書の嚆矢が『六要鈔』であったように、『選択集』の註釈書もまた存覚に端を発する。その点から存覚の広範な知識、教学理解の深さが知られる。しかし、この両書は註釈書という同様の性格を持ちながらも、『六要鈔』が『教行信証』と共に重用されて大きな役割を果たしていく一方で、『註解鈔』はどのような位置づけにあったのかはあまり知られておらず、対照的な展開を見せている。それは換言すれば『註解鈔』の今日までの伝来が明らかではないということでもあるのではないだろうか。また、今日でも現存する古写本の数や、それらの内容の異同および関係性など、書誌的な面からの研究はほとんどない。そこで、本論では先行研究および本研究会の調査を基に、現存する古写本についてそれらの特徴および関係性について一考を論じてみたい。

二、現存する古写本について

まず、現存する古写本を確認しておきたい。『註解鈔』について複数の古写本を挙げて最初に論じたのは鷲尾教導氏[1]である。鷲尾氏は、『註解鈔』の撰述者が存覚であることについて古来より異議がないとしながらも、存覚の著作として『六要鈔』ほどには積極的に用いられていない傾向にあることから存覚撰述であることを再検討している。そこで紹介されているのが、以下の本派本願寺所蔵の三種の古写本である。

〈イ〉イソシマ本　第一・第四・第五巻の三冊

（第五巻　奥書）此一部五帖当寺開山存覚上人／御述作也雖為一流之秘本懇望／之間書与釈賢意処也／寛正四歳癸未八月晦日記之／釈明覚（花押）乱世已後イソシマ彦太郎寄進之ス（別筆）

〈ロ〉顕恵本　第三巻の一冊

〈ハ〉応永本　第一・第二・第三・第四・第五巻の五冊

（第一巻　奥書）本云嘉慶三年己巳□月六日書写了／応永二十二年己巳五月二十九日以二本書之先老／御草随尋得令　之忝謹以写之／一交了伝領□（花押）／記之

（第二巻　奥書）本云康応元年己巳七月十一日早朝書写了／此本以賢□（忍カ）本写之故存覚上人御／草（カ）也仍悦尋出感得此本間加書写了／応永

廿二年六月七日写功了／松下隠士／一校了□（花押）／初條ヱ写置本以置本以外文言点等無元□之間以或本令尚交合之処則其謬多之悉改写了

（第三巻　奥書）本云康応元年己巳三月十二日／此本大谷□門借用　書写之先老御草／依難有写之一交了／応永廿年六月十四日□（不明）（花押）／最初写本難得其意合点等（カ）有之／仍先老令加点□本感得之間不絶感悦写（カ）而校合了／註訖（カ）以之可為亀鑑

（第四巻　奥書）奥云応永廿三歳以賢忍本書写之／愚味□（虫クヒ）□（花押）

（第五巻　奥書）奥云応永廿二年以大谷□（不明）門書写之合了／竹隠々士／□（花押）

まず、第二・三巻の二冊を失っている〈イ〉は現存する三冊すべてに「イソシマ彦太郎寄進」とあることから「イソシマ本」と名付けられたようで、その書写年時は第五巻の奥書から寛正四年（1463）明覚によるものとしている。次に、〈ロ〉については、「これは第三の一冊のみにして表紙下部に釈顕恵の三字ある外跋更になし」[2]という点から常楽寺第九世顕恵の所持本であるとしている。さらに、〈ハ〉は〈イ〉や〈ロ〉とは異なる奥書が記された五巻揃いの完本であるが、各本の書写年時は異なっている。五巻はそれぞれ第三巻（応永二十年六月七日）・第一巻（応永二十二年五月二十九日）・第二巻（応永二十二年六月）・第五巻（応永二十二年）・第四巻（応永二十三年）の順で応永二十年～二十三年（1413～1416）の間に書写されたことが奥書から知られる。しかも、書写する際に元になった本については、大谷本・賢忍本[3]の二本の名前が挙がっており、巻ごとに異なる原本に依って書写していると見ることができる。また、鷲尾氏は奥書に出る「陰士」の号から筆者を「常楽寺系の人の伝写」と仮定して考察されているが、原本の状態からは筆者名の判読は難しく、その他の検討材料も乏しいことから断定するには至っていない。以上のように、本派本願寺所蔵の三種の古写本は、いづれも室町時代の書写であるが、それぞれに異なった特徴がある。とくに応永本と呼ばれる〈ハ〉については、存覚の没年からわずか四十年後に書写された古写本であることから注目すべき一本である。

次に、『古写古本真宗聖教現存目録』[4]（以下、『現存目録』と略称）によって『註解鈔』の古写本をみていくと、室町時代までに書写されたものは以下の六本である。

〈A〉京都府龍谷大学蔵　室町初期書写本　五巻五冊

〈B〉京都府龍谷大学蔵　室町末期書写本　五巻五冊

〈C〉大阪府光徳寺蔵　室町時代書写本　五巻五冊
〈D〉大阪府光徳寺蔵　室町初期書写本　第四巻一冊（残欠）
〈E〉京都府常楽寺蔵　室町末期書写本　四巻四冊
〈F〉滋賀県福田寺蔵　室町末期書写本　五巻五冊

ここでまず注目すべきは、本派本願寺所蔵の『註解鈔』は挙げられていないという点である。『現存目録』とは、全国の寺院や大学図書館などに所蔵されている真宗聖教を調査収集し、その書誌情報を詳細に記した目録であるが、本派本願寺所蔵聖教についてももちろん調査を行っている。しかし、そこには鷲尾氏が紹介した三種の古写本は掲載されていないのである。そこで、その所在が問題になるのだが、右記の〈A〉龍谷大学所蔵室町初期書写本について詳細に見ていくと、そこには鷲尾氏が紹介した三種の古写本と非常に近似した書誌情報が示されていることがわかる。『現存目録』によって〈A〉の奥書を示せば以下の通りである。

（第一巻）本云嘉慶三年己巳□月六日書写了応永廿二年五月廿九日以或本書之先老御草随尋行令校之忝謹以写之伝領玄有（花押）
（第二巻）本云康応元年己巳七月十一日早朝書写了此本以賢慧本写之故存覚上人御草也依□尋出感得此本間加書写了応永廿二年六月七日写功了松下陰土玄有（花押）一校了初条ニ写置本以置本以外文言点等無元之間以或本可有交合之処則其謬多之悉弘写了
（第四巻）乱世以後イソシマ教太郎寄進之矣
（第五巻）此一部五帖当寺開山存覚上人御述作也雖為一流之秘本懇望之間書与釈賢意処也寛正四歳癸未八月晦日記之釈明覚（花押）乱世已後イソシマ教太郎寄進之矣

この内容は、原本の状態により判読不可とした点（□と表示）や「彦太郎」を「教太郎」と判読した点など小異はあるものの、基本的には鷲尾氏が紹介した〈イ〉と〈ハ〉とのそれぞれの奥書とほぼ同じである。また、第三巻については、『現存目録』に記載されている備考の項目に「第三巻表紙に釈顕恵とあり」とあり、表紙に「釈顕恵」と示されている点や奥書がないという点で〈ロ〉と一致している。すなわち、〈A〉が有する奥書などの書誌的内容は、先に見てきた〈イ〉〈ロ〉〈ハ〉の古写本それぞれが有していた特徴と一致しており、第一巻・第二巻が〈ハ〉、第三巻が〈ロ〉、第四巻・第五巻が〈イ〉によって五巻を成していると見ることができるのである。このことについては、推測の域を出るもの

ではないが、おそらく鷲尾氏が紹介していた時点では本派本願寺に所蔵されていた三種の『註解鈔』が何らかの事情で混合されて取交本となり、今日では龍谷大学に所蔵されていると考えるのが穏当ではないだろうか。つまり、鷲尾氏が紹介された三種の古写本は、今日では一つに集約されているということである。これによって、現存する『註解鈔』の古写本は、『現存目録』の記述のとおり少なくとも六本を確認することができる。また、存覚の自筆本は今日でも発見されておらず、年紀が明記されている最古の古写本は〈A〉であり、書写年時の上限は室町時代の初期を遡らないということになる。

三、諸本の相違について

上述の内容により検討対象となる古写本は六本となる。このうち本研究会においてすでに調査が完了しているのは〈A〉～〈D〉である。そこで、以下にこれら四本の内容を比較検討し、それぞれの特徴を明らかにしていきたい。『註解鈔』は五巻五冊の構成を取っており、本来ならばその全体を対象とするべきであろうが、以下の事情によりここでは第四巻を対象としたい。それは、五巻五冊の首尾一貫した完本は〈B〉と〈C〉との二本であり、〈A〉と〈D〉とは完本ではないことによる。〈A〉については、書写年時が五巻すべて同一ではなく、奥書等の内容から第一巻と第二巻、第三巻、第四巻と第五巻の三種に分類することができ、本来別々に成った三つの異なる古写本が一具となって現存していると考えられることはすでに述べてきた通りである。そのため、内容には三種の古写本の特徴を有している可能性が高く、五巻を同一線上に見ていくには問題がある。そして、最大の要因は〈D〉が第四巻のみであるという点にある。しかも、その内容は、『選択集』を解釈した第九〈四修章〉・第十〈化讃章〉が散逸し、第十一〈讃嘆章〉の「通ノ文ニハ経名ヲアクトシテ…」（五、一九七）[5]から第十二〈念仏付属章〉の「…トイフ以下ハ世戒行ノ」（五、二一二）まで（裁断・脱葉箇所あり）が残存している残欠本なのである。すなわち、これを対象とすれば検討は限られた一部の範囲となり、〈D〉の内容がその上限となるのである。しかし、これら〈A〉と〈D〉とは室町初期の書写本であり、いづれもその他の古写本よりも書写年時が古い。〈A〉については、第四巻は「寛正四歳癸未八月晦日」の奥書を有す第五巻と同一年時の書写と考えられることから寛正四年（1463）の書写本と見られ、〈D〉についても書写年時を示す記述はないものの、その書体等より室町時代の早い時期に書写されていることは明らかである。よって、諸本の比較検討をするにあたり、〈A〉と〈D〉とを対象とする意義は十分にあると考えられ、以

下の四本について第四巻の〈D〉の残存部を範囲として考察を進めていきたい。

〈A〉京都府龍谷大学蔵　室町初期書写本　五巻五冊
〈B〉京都府龍谷大学蔵　室町末期書写本　五巻五冊
〈C〉大阪府光徳寺蔵　室町時代書写本　五巻五冊
〈D〉大阪府光徳寺蔵　室町初期書写本　第四巻一冊（残欠）

（1）漢字・仮名の相違について

まず、数多く見られるのは、漢字・仮名の相違である。たとえば「云（イフ・イヘル）」という字について、諸本の漢字と仮名の相違に着目すると、〈A〉では漢字・仮名の両方（云・イフ・イヘル）があるが、〈B〉〈C〉では明らかに仮名（イフ・イヘル）に統一しようとする意図が見られる。その〈B〉と〈C〉との間は、「ヲ」と「オ」などの僅かな仮名遣いの相違があるのみでほぼ同一である。次に〈D〉については、〈B〉〈C〉における傾向とは逆に漢字（云）で統一しようとする意図が見られる。これらを一覧にすれば、以下のようである。

〈A〉イフ　〈B〉〈C〉イフ　〈D〉云
〈A〉イヘル　〈B〉〈C〉イヘル　〈D〉云
〈A〉云　〈B〉〈C〉イフ　〈D〉云
〈A〉云フ　〈B〉〈C〉イフ　〈D〉云

この「云」は最も顕著な例で、本文を比較するとほぼ例外なく右記のように徹底されている。つまり、〈A〉が仮名の箇所は〈B〉〈C〉も仮名で〈D〉は漢字、〈A〉が漢字の箇所は〈B〉〈C〉は仮名で〈D〉は漢字という傾向にあるということができる。とくに〈A〉は漢字・仮名の両方が用いられるが、〈A〉が仮名で〈B〉〈C〉が漢字という箇所は皆無である。ちなみに、用語によって異なるが、〈A〉は強いていえば仮名で表記される傾向にあるため、漢字で表記される傾向が強い〈D〉との相違は少なくない。なお、〈D〉では、「云」以外にも〈A〉において仮名で書かれている「故（ユヘ）」「何（ナンゾ）」「此（コノ）」「中（ナカ）」「彼（カレ）」「引（ヒキ）」「所（トコロ）」「今（イマ）」「則（スナ

ハチ）」などが悉く漢字で表記されている。

以上のように漢字と仮名の相違に着目すると、〈D〉は漢字を、〈B〉〈C〉は仮名を多く使用する傾向にあり、その両者の中間的な位置に〈A〉がある。すなわち、①〈A〉（漢字・仮名）②〈B〉〈C〉（仮名）③〈D〉（漢字）という三系統に分類できるのである。(6)

（2）文言の内容・体裁の相違について

次に文言の内容・体裁の相違について、まず〈B〉と〈C〉との間では問題とならないことを確認しておきたい。それは、〈B〉と〈C〉とは単純な誤字や脱字と考えられる箇所が僅かに相違するのみで、ほぼ同一の内容をもつ同系統の書写本であることが本文の比較により明らかだからである。また、〈B〉と〈C〉とはおおよそ〈A〉か〈D〉のいづれかと文言が一致するため(7)、ここでは〈A〉と〈D〉との相違に特化して以下に両者を比較していきたい(8)。以下の網掛け箇所が〈A〉と〈D〉との主な相違である。

（I）〈A〉のみに見られる特徴的な点（B・C・Dは一致している）

①〈A〉陀羅尼トイフハ、コヽニハ惣持トイフ、コレ真言ナリ。修二静虚一トイフハ定ナリ、スナハチ契経ニトクトコロコレナリ。習二威儀一トイフハ律ナリ、コレ律蔵ニアカストコロナリ。（改行）一味和合トイフハ僧ノ儀ヲ明スナリ。

〈D〉陀羅尼トイフハ、此ニハ惣持ト云、コレ真言ナリ。（改行）一。修二静虚一ト云ハ定ナリ、則契経ニ説トコロコレナリ。（改行）一。習二威儀一ト云ハ律ナリ、コレ律蔵ニアカストコロナリ。一味和合ト云ハ儀ヲ明スナリ。（五、二〇〇）

②〈A〉十二部経ノ首題名字ヲトケル功用タヾ千失劫ノ極重悪業ヲ滅スルガゴトキ、コレナリ。一。或…

〈D〉十二部経ノ首題名字ヲキケル功用タヾ千失劫ノ極重悪業ヲ滅スルガゴトキ、コレナリ。（改行）一。或…（五、二〇〇）

③〈A〉龍猛トイフハ龍樹ナリ。コレモ三福ノナカノ菩提心ナレバ、マヅハ聖道ノ菩提心ナリ。シカレドモ還入生死普度衆生ト云ルハ廻向利ノ廻向ノ心ナレバ、浄土ノ菩提心ニ通ズル義アルナリ。如疏述トイフハコレラノ釈ヲサスナリ。（改行）一。又有二善導所釈一菩提心一、具如二疏述一トイフハ序分義ニ云ク…

〈D〉龍猛トイフハ龍樹ナリ。（改行）一。又有二善導所釈菩提心一、具如二疏述一ト云ハ序分義ニ云…　（五、二〇八）

（II）〈D〉のみに見られる特徴的な点（A・B・Cは一致している）

①〈D〉府蔵ト云ハ、六府・五蔵ナリ。諸根ヲ成立スルハ六府・五蔵ナリ。サレバ、人身ニトリテハ府蔵トイフハ肝要トスルガユヘニ今是ニタトヘテ府蔵ト云ハ肝要ト云心也。

〈A〉府蔵トイフハ、六府・五蔵ナリ。諸根ヲ成立スルハ六府・五蔵ナレバ、人身ニトリテハ府蔵ヲ肝要トス。サレバイマ府蔵トイフハ肝要トイフ心ナリ。　（五、一九八）

②〈D〉シカルニ今ハ是ヲ引テ念佛ヲカノ陀羅尼蔵ニヒトシメテ念佛ノチカラノ重罪ヲ滅スル例證トスルナリ。（改行）一。素咀纜・毘尼・阿毘曇ノ三蔵ハ上ノ教相ノ章ニクワシク註セリ。

〈A〉シカルニ今ハコレヲヒキテ念佛ヲカノ陀羅尼蔵ニヒトシメテ念佛ノ力ノ重罪ヲ滅スル例證トスルナリ。（改行）問テイハク（中略）大師ノ釈ナリ。一。素咀纜・毘尼・阿毘曇ノ三蔵ハカミノ教相ノ章ニ註スルガゴトシ。　（五、一九九）

③〈D〉善悪二機アヒワカレタルコトヲ釈スルナリ。上中二輩ニハ…

〈A〉善悪二機アヒワカレタルコトヲ釈スルナリ。九品ノ配當トイフハ、上々ハ読誦大乗、上中ハ解第一義、上下ハ発菩提心、中上ハ修行諸戒、中々ハ持八戒齋、中下ハ孝養父母、下上ハ十悪軽罪、下中ハ破戒次罪、下々ハ五逆重罪ナリ。カクノゴトク、上中二輩ニハ…　（五、二〇一）

④〈D〉又有二善導所釈菩提心一、具如二疏述一ト云ハ序分義ニ云、言二発菩提心一者、此明下衆生欣心趣レ大不レ可二浅発一小因一、自レ非二広発一弘心一、何能得中與二菩提一相上会。〔乃至〕又言二菩提一者、則是仏果之名、又言レ心者即是衆生能求之心。故云二発菩提心一也ト云ヘリ。此二重ノ釈ハ、初ノ釈ハ、下化衆生ノ意味、後ノ釈ハ上求菩提ノ意ナリ。又散善義ニ云、唯発二一念一〔乃至〕還二入生死一普度二衆生一、故名二発菩提心一也ト云。コレモ三福ノ中ノ菩提心ナレバ、先ハ聖道ノ菩提心ナリ。シカレドモ還入生死普度衆生ト云ヘルハ廻入向利ノ廻向ノ意ナレバ、浄土ノ菩提心ニ通ズル義アルナリ。如疏述ト云ハ是等ラノ釈サスナリ。

〈A〉又有二善導所釈菩提心一、具如二疏述一トイフハ序分義ニ云ク、言二発菩提心一者、此明下衆生欣心趣レ大不レ可二浅発一小因一、自レ非二廣発一弘心一、何能得中與二菩提一相会上。唯願我業身同二虚空一、心齊二法界一盡二衆生性一。我以二身業一恭敬供養礼拝、迎送來去運度令レ盡、我以二口業一讃嘆説法皆受二我化一言、下得道者令レ盡、又我以二意業一入定観察分二身法界一應レ機而度無二一不レ盡、我発二此願一、運々増長猶如二虚空一、無二處不一レ遍、行流無盡徹二窮シテ後際一身無二疲倦一、心無二厭足一。又言二菩提一者、即是仏果之名、又言レ心者即是衆生能求之心。故云二発菩提心一也ト云ヘリ。コノ二重ノ釈ハ、ハジメノ釈ハ、下化衆生ノコヽロ、下ノ釈ハ上求菩提ノ心ナリ。又散善義ニ云ク、唯発二一念一厭苦楽生諸佛境界、速満二菩薩大悲願行一還二入生死一普度二衆生一、故名二発菩提心一也トイヘリ。コレモ三福ノナカノ菩提心ナレバ、マヅハ聖道ノ菩提心ナリ。シカレドモ還入生死普度衆生ト云ヘルハ廻入向利ノ廻向ノ心ナレバ、浄土ノ菩提心ニ通ズル義アルナリ。如疏述トイフハコレラノ釈ヲサスナリ。（五、二〇九）

⑤〈D〉コノ因ニヨリテ所得ノ果ハスナハチカノ三悪道ナリ。下・中・上品ノ十善ハ如レ次修羅・人・天ノ因ナリ。コノ因ニヨリテ得所ノ果ハ則三善道ノ果報ナリ。

〈A〉コノ因ニヨリテカノ三悪道ニシヅムナリ。下・中・上品ノ十善ハツイデノゴトク修羅・人・天ノ因ナリ。コノ因ニヨリテ則三善道ニ生ズルナリ。（五、二〇九）

⑥〈D〉十種ノ法行ト云ハ、書写、供養、受持、開演、施他、聴聞、披読、諷誦、思惟、修習ナリ。

〈A〉十種ノ法行トイフハ、一ニハ書写、二ニハ供養、三ニハ受持、四ニハ開演、五ニハ施他、六ニハ聴聞、七ニハ披読、八ニハ諷誦、九ニハ思惟、十ニハ修習ナリ。

（Ⅰ）では〈A〉の特徴的な点、すなわち他の古写本と相違している点（B・C・Dは一致しているためDを例としてあげている）について示している。そのうち、まず①②の用例からわかることは他の古写本が改行している点において〈A〉のみが文章を連続させていることである。すなわち、段落を示すために改行を施し、次行の冒頭から「一。～」として文章を始めるこの書式は、諸本に共通する『註解鈔』全体の通規であるといえるものであるが、〈A〉だけはそれに従っていない。とくに①では逆に他の古写本が改行していない「一味和合」という箇所で改行を施している。これは〈A〉の筆者が「一味和合」の「一」を「一。～」の箇所と見なして改行したものと考えられるが、他の古写本と比較す

るとこの点だけに改行を施す目的が考えにくいため、改行箇所を誤ったものとも見られる。また、③の用例における網掛け箇所の内容は、実は次節の末尾にもほぼ同文が出ている。つまり、〈A〉では同文が二箇所に重複しているのであるが、他の古写本ではこの一文は次節の末尾にしかない。そして、この文中で解説される「還入生死普度衆生」「如疏述」との文言は次節において引用される内容で、引用後に解説する内容の一文があるのならば何ら問題はないが、③の用例における〈A〉のように次節において展開される内容を先んじて解説している一文があることは不自然ではないだろうか。これらの点から〈A〉については未整理な印象を受けるものの、一方で（II）で挙げる用例にみられるように〈B〉〈C〉と一致する点もあることから即断はできない。

次にその（II）について見ていきたい。ここでは〈D〉の特徴的な点（A・B・Cは一致しているためAを例としてあげている）、すなわち他の古写本と相違している点について示している。まず、①②⑤の用例に共通して見られるように、細かな文言の整理がなされており、それが両者の相違となっていることがわかる。また、②と③とではいづれも〈D〉のみにその他の古写本が有している内容を見ることが出来ず、とくに②では「問テイハク（中略）大師ノ釈ナリ。」という大きな範囲の異同がある。これは〈D〉の書写者の脱文であると考えられなくもないが、かなりの分量であることから単純には言い切れないものがある。次に⑥の用例では「十種ノ法行」の一つ一つに〈D〉を除いて「一ニハ、二ニハ…」と付されており、他の古写本においては丁寧な文言が付されている印象を受ける。さらに、④の用例では〈D〉のみが引用文を「乃至」していることがわかる。これらの処置に関しては、内容に関するものであること、またかなりの分量であることから著者自身によるものだと考えるのが妥当ではないだろうか。つまり、これだけ内容を変更できるのは著者以外には考えにくく、存覚自身による改訂や編集といった作業がいづれかの段階でなされたことを推測させるのである。そのような推測が許されるのであれば、①③⑤を含めた文言の整理や出入も同一の作業上においてなされたものと考えることができる。以上、文言の異同について考察してきたが、〈A〉と〈D〉とは、それぞれに独自の特徴をもち、〈B〉〈C〉は〈A〉と〈D〉のいづれかと一致している。そのことは、漢字・仮名の異同でみた三系統の分類を踏襲するものではあるが、〈A〉と〈D〉の異なる特徴が何を意味するのかは判断しがたいものがあり、三者の関係性を決定するにはさらなる検討が必要であろうと考えられる。

四、小結

以上、『註解鈔』の四本の古写本について比較検討を行ってきた。今回はすでに調査の完了している資料を用いて検討を重ねてきたが、首尾一貫した完本ではない二本がそれぞれに注目すべき独自の特徴を有していた。これらのことから、限られた材料ではあるが三系統に分類することは明らかであると考えられる。しかし、三者がどのような順序で成立したのか、また改訂や編集などがなされたのであれば誰によっていつ頃行われたのかなど今回は可能性を指摘するに止め、明らかになっていない点も多い。それらの点を明らかにすべく、今後さらに調査を継続し、新たな知見を得ることによって、諸本の関係性に一定の方向性を導き出せるよう検討を重ねていきたいと考えている。

註

(1) 鷲尾教導「『選擇註解鈔』の撰者とその古写本について」(『六條学報』第一四二号、大正二年八月十七日発行)

(2) 鷲尾氏は本派本願寺蔵の三種の古写本を紹介する中で、最初に〈ロ〉顕恵本については「〈ロ〉顕恵本　第四　一冊」としている。しかし、後に詳説する中で「第三の一冊のみ」と述べていることから、最初の「第四」は誤植であると考えられる。

(3) 後に示す『現存目録』では奥書の文字の書写原本を「賢忍」ではなく「賢慧」と判読している。

(4) 本願寺派宗学院編『古写古本　真宗聖教現存目録』(一九三七年発行)

(5) とくに断らないかぎり引文の後に(　)内で示す漢数字は『真宗聖教全書』の巻数と頁数を示している。

(6) 三系統の分類は、漢字と仮名の相違だけでなく、「〈A〉心〈B〉〈C〉コ、ロ〈D〉意」のような同意異字の漢字、仮名の相違からもいうことができる。

(7) 唯一の例外として、〈B〉〈C〉が〈A〉と〈B〉とのいづれとも一致しない以下の点がある。

(B)(C)一。『安楽集』の文をひきて始終の両益をあげたるは、これも雑善に約対して念佛を嘆ずる文なるがゆへにこれをひくなり。文の心みやすし。このなかに『授記經』の入涅槃の義をひきのせたるは始[illegible]をあかさんがためなり。

(A)(D)一。『安楽集』の文をひきて始終の両益をあげたるは、これも雑善に約対して念佛を嘆ずる文なるがゆへにこれをひくなり。文の心みやすし。このなかに『授記經』の入涅槃の義をひきのせたるは始[illegible]をあかさんがためなり。(五、二〇三)

(8) 今回は本文の文言のみに着目し、右左仮名については検討の対象としていない。また、便宜上、濁音および句読点と中点を付している。参考として『真聖全』の頁数を挙げているが、底本が異なるため文言は必ずしも一致するものではない。

(塚本一真)

『選擇註解鈔』の思想内容[1]

一、はじめに

『選擇註解鈔』は本願寺第三世覚如（一二七一～一三五一）の子、存覚（一二九〇～一三七三）の撰である。しかし存覚の真筆が現存していないため、江戸時代に発刊された『選擇註解鈔』の刊本には存覚ではなく、浄土宗の僧である了実[2]がその撰に附されていた。しかし、存覚の自叙伝である『常楽台主老衲一期記』（『存覚一期記』）四十九歳条には以下のようにある。

四十九歳（暦応元）三月、於備後国府守護前、与法華宗対決之了、御門弟依望申、忘其憚改名字号悟一出対了、法華宗屈仍当方弥繁昌、其次作決智抄了、仮名報恩記、至道抄各一帖、『選擇註解鈔』五帖等也、顕名抄者明光於京都所望之間、於彼境草遣了、潤七月帰京

（筆者囲み・『真宗全』巻六八―三六一頁）

また、存覚撰の『浄典目録』（『存覚目録』）には、

選擇註解鈔五巻　依同所光照寺住持慶願明尊望草之

（『真宗全』巻七四―三頁）

とある。そして江戸時代の目録でも左記のようにある。

①一雄『真宗正依典籍集』

選擇註解鈔五巻　同所光照寺慶願明尊所望[3]

（『真宗全』巻七四―八頁）

②慧空『選擇集叢林記』内『選擇集抄記目録』

暦応元年夏作選擇註解抄五帖、常楽台一期記ニアリ、与行観抄同年也、滅後百二十六年

（『真宗全』巻一七―五五三頁）

③知空『真宗録外聖教目録』存覚法師作条

選擇註解鈔

（『真宗全』巻七四―一一頁）

④玄智『浄土真宗教典誌』巻一　（『真宗全』巻七四―二〇四頁）

選擇集註解鈔五巻　常楽台存覚上人、応山南光照寺慶願請草之、寛文二年梓行[4]

さらに、本書の写本（龍谷大学蔵）の「イソシマ本」[5]とされる巻四・巻五の内、巻五の巻末には、

此一部五帖、当寺開山存覚上人御述作也。雖為一流之秘本、懇望之間書与釈賢意処也。

寛正四歳癸未八月晦日日記之

釈明覚花押

とあることから、『選擇註解鈔』は存覚の真撰として間違いないと思われる。

本書は『常楽台主老衲一期記』にもあるように、暦応元年（一三三八）に備後へ下向した折に成立したものである。存覚が備後へ招かれたのは、「法華問答」が大きな目的であったと推察される[6]。また先に挙げた『浄典目録』の文にもあるように、備後山南（現：広島県福山市沼隈町）の光照寺の慶願（明尊）の請いによって作られたものである[7]。慶願とは光照寺第三世であり、正慶年間（一三三二～一三三三）に第二世である良誓（明空）より光照寺の住持を譲られ、暦応四年（一三四一）十一月二五日に八一歳で没した人物とされる[8]。

二、『選擇註解鈔』の概説

『選擇註解鈔』の内容としては、法然（一一三三～一二一二）の『選択本願念仏集』の註釈書であり、存覚の著作中では、『六要鈔』に次いで大部なものである。全五巻二一一項目より成り、重要な文章の解釈を述べて要義を通釈している。また、所々に問答を設けてその奥旨を明らかにしている[9]。各項目を龍谷大学蔵『選擇註解鈔』に基づいて述べれば左記のようになる[10]。

第一巻（三七項目）　題目、題下の一四字（二項目）

第一　教相章（二五項目）

第二　正雑二行章（十項目）

第二巻（四九項目）　第三　本願章（一九項目）

第四　三輩章（五項目）
第五　利益章（七項目）
第六　特留念仏章（十項目）
第七　摂取章（八項目）
第三巻（三八項目）　第八　三心章（三八項目）
第四巻（六二項目）　第九　四修章（八項目）
第一〇　化讃章（七項目）
第一一　讃嘆章（一九項目）
第一二　念仏付属章（二八項目）
第五巻（二五項目）　第一三　多善根章（三項目）
第一四　証誠章（三項目）
第一五　護念章（七項目）
第一六　名号付属章（一一項目）
総結、後序（一項目）

また各章を「浄土三部経」に基づいて、左記のように分類している。

一、『仏説無量寿経』に関連する段（『真聖全』巻五―一五〇頁）

「第三　本願章」、「第四　三輩章」、「第五　利益章」、「第六　特留念仏章」

二、『仏説観無量寿経』に関連する段（同―一六四頁）[11]

「第七　摂取章」、「第八　三心章」、「第九　四修章」、「第一〇　化讃章」、「第一一　讃嘆章」、「第一二　念仏付属章」

三、『仏説阿弥陀経』に関連する段（同一二一八頁）

「第一三　多善根章」、「第一四　証誠章」、「第一五　護念章」、「第一六　名号付属章」

つまり「第一　教相章」、「第二　正雑二行章」には何ら分類を施していない。そして「総結」といわれる「三選の文」には左記のように

「速（カニ）欲（セバ）レ離（レント）二生死（ヲ）一、二種勝法中（ノカニ）、且（ラク）閣（アキテ）二聖道門（ヲ）一、選（ビテ）入（レ）二浄土門（ニ）一」トイフハ、第一ノ教相ノコヽロナリ。（『真聖全』巻五―二二九頁）

「欲（モハ）レ入（ラント）二浄土門（ニ）一、正雑二行中（ノカニ）」トイフヨリ「称（スレバミナヲ）レ名必得（ズウ）レ生（ズルコトヲ）、依（ルガノ）二佛本願（ニ）一故（ヘニ）」トイフニイタルマデハ、第二ノ二行ノ章ノコヽロナリ。（同）

を、それぞれ「第一　教相章」、「第二　正雑二行章」に配当している。さらに「正雑二行」を、

コノ二行ノナカニ選擇スルトコロノ正宗ノ念仏ヲモテ、第三ノ本願ノ章ノ法体トシ（同）

と二行から選択された正定業である称名念仏こそが、「第三　本願章」の法体であるとし、続いて

ソノ一法ニヲノ〳〵種々ノ利益ニシタガヘ、一々ノ功徳ニツキテ、シモノ諸門ヲヒラクナリ。（同）

と、「第三　本願章」以下の章は正定業である称名念仏における種々の利益・功徳を説くにすぎないとする。

三、『選擇註解鈔』における「本願章」の註釈態度

本稿では、『選擇註解鈔』において最要とされる「第三　本願章」について詳述する。その証として、

十六ノ章段ノ中ニハ、コノ章正宗ナリ、『選択本願念仏集』ト云ヘル題目、此章ノ意、此章ノ意ヲ顕ハスガ故ナリ。余ノ所談ハ皆此章ヲ助成スルナリ。（同一一五〇頁）

と、「第三　本願章」が『選択本願念仏集』の正しく宗致であり、『選択本願念仏集』という題号も本章の義を顕すためであると『選擇註解鈔』に述べられているからである。まず「第三　本願章」解釈の冒頭において、

今ノ章ニハ其ノ正行ノ中ニ、正業ノ念仏ヲ以テ弥陀ノ本願トシ、往生ノ正業トスル義ヲ顕スナリ。（同）

と、正行の中の正定業である称名念仏こそが阿弥陀仏の本願に誓われた行であり、正しく浄土への往生行であることを述べる。

次に本章における『選択本願念仏集』の文の解釈部分を挙げると、左記のようになる。

『選択本願念仏集』頁（『浄真全』第一巻所収）	『選択註解鈔』本文	『選択註解鈔』頁（『真聖全』第五巻所収）
一二六六頁三行～四行	弥陀如來不下以二余行一為中往生本願上、唯以二念仏一為二シ玉ヘル往生本願一之文	一五〇頁七行
一二六六頁五行	十方衆生	一五〇頁一二行
一二六六頁五行	至心信楽欲生	一五〇頁一三行
一二六六頁五行～六行	乃至十念	一五一頁二行
一二六六頁七行	称我名号	一五一頁八行
一二六六頁八行	乗我願力	一五一頁八行
一二六六頁九行	称我名号	一五一頁一五行
一二六六頁一〇行	彼仏今現在成仏	一五一頁一五行～一五二頁一行
一二六六頁一二行	惣者四弘誓願是也。	一五二頁四行
一二六七頁五行	棄レ国捐レ王行作二沙門一、号曰二法蔵一。	一五二頁一〇行
一二六九頁七行～一〇行	或有下以二布施一為二往生行一之土上、或有下以二持戒一為二往生行一之土上、或有下以二精進一為二往生行一之土上、或有下以二禅定一為二往生行一之土上、或有下以二般若一信第一義等是也為二往生行一之土上	一五二頁一〇行
一二六九頁一〇行	或有下以二菩提心一為二往生行一之土上	一五三頁九行
一二六九頁一〇行～一一行	或有下以二六念一為二往生行一之土上	一五三頁一二行

一五四頁二行～三行	如レ是往生行種々不同ニシテ不レ可ニ具述一。即今選ニ捨テ、前不施・持戒乃至孝養父母等ノ諸行一、選ニ取専称仏号一。故云ニ選擇一也。	一二七〇頁二行～四行
一五四頁五行～六行	弥陀一仏所有四智・三身・十力・四無畏等一切内証功徳、相好・光明・説法・利生等一切外用功徳、皆悉摂ニ在阿弥陀仏名号中一	一二七〇頁九行～一一行
一五五頁九行	極楽界中既無ニ三悪趣一、當レ知、是則成ニ就無三悪趣之願一也。	一二七二頁九行
一五五頁一三行	三十二相	一二七二頁一三行
一五五頁一四行～一五行	念仏之人皆以往生、以レ何得レ知、即念佛往生願成就文、云下諸有衆生、聞ニ其名号一、信心歓喜乃至一念、至心回向、願レ生ニ彼国一即得ニ往生一、住中不退転上、是也。	一二七三頁三行～五行
一五六頁六行	凡四十八願荘ニ厳浄土一、花池宝閣無レ非ニ願力一、何於ニ其中一独可ニ疑ニ惑念仏往生願一乎。	一二七三頁五行～七行
一五六頁七行～八行	如レ是五神通及以光明・寿命等願中、一々置ニ下至之言一、是則従多至少、以下対上之義也、例ニ上八種之願一、今此願乃至者即是下至ナリ。	一二七四頁七行～九行

本章において『選択本願念仏集』の文を解釈する中、最も多くとられているのは単なる語句説明にて纏束していることである。

次に随文解釈されている中で、重要だと思われるのは、

如レ是往生行種々不同ニシテ不レ可ニ具述一。即今選ニ捨テ、前不施・持戒乃至孝養父母等諸行一、選ニ取専称仏号一。故云ニ選擇一也。

（『真聖全』巻五―一五四頁）

という文の解釈であろう。この文について、

正ク選択本願ノ義顕也。サレバ弥陀ノ本願ハ専称仏号也、専称名仏号ノ外ハ往生ノ正因ニ非ズ。此義ヲ成ズルヲ此集ノ所詮トスル也。（同）

と解釈する。つまりこの『選択本願念仏集』の文こそが選択本願の義であるとし、阿弥陀仏の本願は専ら称名念仏だけが往生の正因であり、そ

の他の行は往生の正因ではないとする。そしてこの義こそが、『選択本願念仏集』の詮す所であると述べるのである。

さらに本章には、『仏説無量寿経』に説かれる第十八願とその成就文を次のように解釈する。

「十方衆生」ト云ハ、善人悪人・有智無智・有罪無罪・男女・老少、一切有情ヲ摂スル言也。「至心信楽欲生」ト云ハ三信ナリ、『観経』ニ説クトコロノ三心則是也。所謂至心ハ是至誠心、是真実心ナリ。信楽ハ深心、コレ深信ノ心也。欲生ハ廻向発願心、コレ願往生ノ心ナリ。「乃至十念」ト云ハ行体ヲ顕ハス。名号ヲ称スル事上一形ヲ尽シ下十念ニイタルマデ、ミナ往生ノ因ナリ。（同―一五〇～一五一頁）

「諸有衆生」ト云ハ十方衆生ナリ。「聞其名号」ト云ハ南無阿弥陀仏ヲ聞也。「信心」ト云ハ至心也。「歓喜」ト云ハ信楽也。「乃至一念」ト云ハ、乃至十念ノ願ナホ一念ニ至極スル事ヲ顕ハス也。「至心回向」ト云ハ、如来他力ノ回向ナリ。「願生彼国」ト云ハ欲生ノ心ナリ。此三信ヲ発スレバ、如来利他ノ回向ニ依テ即往生ヲ得ト云也。（同―一五六頁）

ここで説かれる事について、まず第十八願文の解釈は「乃至十念」が往生の因であることを述べる以外、随文解釈でとどまっているといえよう。それに対して成就文では、十方衆生が「南無阿弥陀仏」の名号を聞き、至心・信楽・欲生の三心を発して乃至一念すれば、阿弥陀仏の利他の回向によって往生を得ることができるとする。正しく先の文で阿弥陀仏の本願（第十八願）には称名念仏一行が往生の正因であることを明確に表した上で、この第十八願成就文では、衆生が称名念仏と三心を発するならば如来廻向より往生することができるとする。それは次の一文をもっても明確である。

因願ニハカクノゴトク十念ト説タルヲ、願成就文ニハ「乃至一念」ト説ケリ。是易行ノ中ノ易行ヲ顕ハスコトバ也。…（中略）…サレバ往生ノ為ニハ又別ノ因ナシ、至心・信楽・欲生ノ心ヲ以テ乃至一念セン者、皆悉往生スベシ。（『真聖全』巻五―一五一頁）

ただし「第三　本願章」では他にも重要なことは多い。それらはいわゆる総別二願[12]（特に別願に対して）・選択摂取・勝劣難易の二義・念声是一などが挙げられる。しかし『選擇註解鈔』では、その部分について全く触れられていないのである。そこには存覚の『選択本願念仏集』に対する問題意識が如何にあったかという事が浮かび上がってくると考えられる。それらの点については本研究における今後の課題としたい。

註

（1）本稿は、鷲尾教導稿「選擇註解鈔の選者と其古写本に就いて」（『六條学報』第一四二号所収・一九一三年）、「存覚聖人著作解題」（『仏教大学論叢』第二四二号所収・一九二二年）、中津功稿「存覚撰述の文献についての解説」（『講座　親鸞の思想』第九巻所収・一九七九年）等を参照しつつ、作成した。

（2）『日本仏教人名辞典』（法蔵館・一九九二年）了実項

鎌倉後期・南北朝時代の浄土宗白旗派の僧。嘉元元年（一三〇三）～至徳三・元中三年（一三八六）十一月三日。若いとき常盤法然寺の蓮勝のもとで出家し、一三三〇年、鎌倉光明寺の定慧より円頓戒を相承。延元年間（一三三六～一三四〇）、常盤太田城主佐竹義敦の帰依を受けて瓜連に常福寺を建立し、同寺は関東浄土宗発展の根拠地となった。門下に聖冏・良祐・蓮空らがいる。（鷲宿『浄土伝灯総系譜』巻下（『浄土宗全書』巻十九所収）・巌的『浄土列祖伝』巻一（『浄土宗全書』続巻一六所収）・心阿『浄土本朝高僧伝』巻二（『浄土宗全書』巻十七所収）・良定『浄土血脈論』巻下（同）に伝記あり）

『浄土宗大辞典』巻三（山喜房仏書林・一九八〇年）了実項

嘉元元年（一三〇三）～至徳三年（一三八六）。盛蓮社成阿。浄土宗第六祖。瓜連常福寺（茨城県）開山。生国・家系など不明。若くして常陸国（茨城県）太田法然寺蓮勝のもとで出家、元徳二（一三三〇）付法の嘱書を授かったが、のち鎌倉光明寺定恵について円頓戒の戒脈を相承した。村松虚空蔵の霊夢を感じ、延元年中（一三三六～一三四〇）ごろ瓜連の里を求めて一寺を建立、草地山蓮花院常福寺と名づけた。太田城主佐竹義敦の帰依をえて境内地や仏供料の寄進を受け、同氏の祈願所となって経済的基盤が確立し、布教に専心した。至徳二年（一三八五）、弟子聖冏に寺を譲り、翌年入寂。関東浄土宗発展の根拠地の一つを作ったことと、後継者聖冏を育成した点で忘れられない人である。

（3）江戸時代において、『選擇註解鈔』の名を出す最初の記録とされる。

（4）ここに「選擇集註解鈔」とあるのは、「集」の字が過剰であると思われる。

（5）イソシマとは鷲尾教導氏によれば、河内国河内郡牧野村（現：大阪府枚方市）の地名「磯島」のことであるとされる。（鷲尾教導稿「選擇註解鈔の選者と其古写本に就いて」（『六條学報』第一四二号所収・一九一三年）参照）

（6）四十九歳暦応元三月、於二備後国府守護前一与二法花宗一対決之了。

（『真宗全』巻六八―三六一頁）

（7）寂慧の『鑑古録』（一七二一年成立）によれば、

願空ノ所望ニツヒテ報恩記法華問答至道鈔選擇注解鈔等を製作シタマヘリ

（『真宗全』巻六八―三七三頁）

とあるが、鷲尾教導氏によれば願空の請いは誤りとしている。（鷲尾教導稿・前掲論文）

（8）『備後光照寺：西国真宗の根本道場』（福山光照寺・一九九八年）によれば、

①慶順（明尊）は光照寺三世であり、妻は慶法といった。

②正慶年間に良誓から光照寺住持を譲られた。

③良誓と慶順（明尊）は明光の兄弟子である。

④暦応四年一一月二五日に八一歳で没した

とある。

（9）『浄全』巻八（小沢勇貫解題）では次のように述べている。

諸派の立説や、異説などを挙げた所はなく、「念仏為先」の文で釈したり、また『仏説無量寿経』の至心・信楽・欲生は、『仏説観無量寿経』の至誠心・深心・廻向発願心の三心であるとして、二経の三心を区別しないのも、後の『選擇集』の註釈書とは趣を異にし注意されるところである。

（八～九頁）

（10）なお『仏書解説大辞典』巻六（大東出版社・一九三三年初版）の『選擇註解鈔』の項（大原性実解説）には、「第一巻三六、第二巻四七、第三巻一九、第四巻四二、第五巻二一」の条目としている。

（11）ただし「第九　四修章」については、次のように述べている。

但中間ノ四修ノ章ハ『観経』ノ文ニ非ズ。然レドモ三心・四修ハ安心・起行ナルガ故ニ、一双ノ法難ナルニ依テ三心ノ次ニ置ルル也。

（『真聖全』巻五－一六四頁）

つまり「第九　四修章」に説かれる起行について、『観無量寿経』の文には出ていないが、「第八　三心章」に説かれる安心とは不離であるため、第九に四修章があるとする。

(12)　総別二願の総については、

一切ノ諸仏皆通ジテ此四ノ願ヲ発スガ故ニ惣ト云也。（同－一五二頁）

とし、四弘誓願（衆生無辺誓願度・煩悩無辺誓願断・法門無尽誓願知・無上菩提誓願証）をあげ、最初の一は利他の願、後の三は自利の願であるとする。そしてこの四弘誓願が成就すれば自利・利他円満して菩提を得ることができると解釈する。

これに対して別については、

是ノ惣願ノ上ニ因位ノ願楽ニ依テ仏々各々ニ発シマシマス所ノ願ヲ別願ト云也。（同）

と述べるにとどまっている。（山崎　真純）